

南関東防衛局入札監視委員会運営規則を次のように定める。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

改正 平成 2 8 年 3 月 1 6 日南関東防衛局達第 2 号

改正 平成 2 9 年 3 月 2 1 日南関東防衛局達第 1 号

改正 平成 3 0 年 3 月 2 8 日南関東防衛局達第 2 号

南関東防衛局入札監視委員会運営規則

(趣旨)

第 1 条 入札監視委員会設置要綱について（防整施（事）第 1 5 2 号。2 8 . 3 . 3 1。以下「要綱」という。）第 1 の規定に基づき南関東防衛局に設置された入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関しては、要綱で定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(会議の開催)

第 2 条 委員会は、要綱第 2 第 1 項及び第 2 項に定める事項を処理するため、委員長の招集により、原則として毎年度 4 回（現地（南関東防衛局本局庁舎以外）で行う場合は 5 回）の会議を開催するものとする。

2 委員会は、前項の会議において、原則として要綱第 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号に係る審議をそれぞれ 4 回ずつ行うものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

4 委員長は、会議を緊急、かつ、やむを得ない事情により開催することができない場合は、関係書類の持ち回りををもって正規の会議に代えることができる。

(審議事項)

第 3 条 委員長が指名する委員は、要綱第 2 第 1 項第 1 号ア及び第 2 項第 1 号の審議の対象とする契約については会議の 2 箇月程度前までに、原則として入札又は契約方式ごとに抽出するものとする。

2 委員会は、要綱第 2 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号の規定に基づき、南関東防衛局の管轄区域に所在する防衛省発注機関（防衛省所管契約事務取扱細則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 0 8 号）第 2 条に規定する契約担当官等の所属機関をいう。

以下「防衛省発注機関」（南関東防衛局、防衛大学校、防衛装備庁陸上装備研究所、東部方面総監部、横須賀地方総監部及び航空教育集団司令部。）という。）の長から依頼があった場合には、依頼のあった日から起算して概ね50日以内に、これを審議し、その結果を南関東防衛局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

- 3 2項の場合において、委員長は、当該防衛省発注機関の長に対し、資料の提出及び説明その他審議等に必要な協力を求めることができる。

（事務局）

第4条 委員会には、防衛省発注機関毎に事務局を置く。

- 2 事務局は、総括幹事（ただし、南関東防衛局に限る。）、幹事及び事務局員をもって構成する。
- 3 総括幹事は、南関東防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）をもって充て、事務局の事務を総括する。
- 4 幹事は、防衛省発注機関の長が指名した者をもって充て、事務局の事務をつかさどる。
- 5 事務局員は、防衛省発注機関の幹事が指名した者をもって充て、事務局の事務を行う。

（事務の内容）

第5条 事務局においては、委員会の運営に関する次の事務をつかさどる。

- (1) 審議対象事案に関すること。
- (2) 委員会の審議の運営に関すること。
- (3) 説明資料に関すること。
- (4) 議事概要に関すること。

（送付）

第6条 局長は、要綱第7に基づく報告のうち、同第2第2項に関するものについて、局長が締結する契約に関しては地方協力局長に、防衛省発注機関の長（局長を除く。）が締結する契約に関しては当該防衛省発注機関の長に、その写しを送付するものとする。

（具申等の改善措置報告等）

第7条 局長は、要綱第2第3項の規定により通知を受けた防衛省発注機関の長に対して、当該具申等に係る所要の改善等の措置を実施するよう求め、その経過を把握するとともに、改善措置の実施結果を委員へ報告するものとする。

- 2 局長は、改善措置の実施結果に関し、要綱第2第1項に関するものは整備計画局長に、要綱第2第2項に関するものは防衛装備庁長官に報告するとともに、第6条の規定により送付を行った地方協力局長及び防衛省発注機関の長（局長を除く）に対して、通知するものとする。

（情報提供）

第8条 事務局は、第6条の規定により送付を行った場合には、当該審議結果に係る防衛省発注機関以外の事務局に対して、情報提供を行うものとする。

- 2 事務局は、前条の規定により改善措置の実施結果を報告した場合は、その内容をホームページにおいて公表するものとする。

（庶務）

第9条 事務局の庶務は、南関東防衛局総務部契約課において処理する。

（雑則）

第10条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成20年6月12日から施行する。
- 2 横浜防衛施設局規則等の効力に関する達（平成19年南関東防衛局達第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の各号」を削り、同条第1号 を削る。

第2条第2項を削り、同条第3項を第2 項に改める。

附 則（平成28年南関東防衛局達2号）

この達は、平成28年3月16日から施行する。

ただし、第2条第1項については、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年南関東防衛局達1号）

この達は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（平成30年南関東防衛局達2号）

この達は、平成30年3月28日から施行する。